

平成27年度 土地改良区 新任理事研修テキスト

～ 理事の役割と責任 ～

何をすればいいの？
土地改良法？ 理事会？



「あれも、これも」ではなく、
まずは、『これだけは』から始め
ましょう！



熊本県 農村計画課

熊本県土地改良事業団体連合会

目 次

1 . はじめに	... P 1
2 . 土地改良区の組織体系について理解しましょう	... P 2
3 . 理事の職務は？	... P 5
4 . 必ず把握・確認していただきたいこと	... P 6
5 . 次にやるべきことは？	... P 8
6 . そうは言っても事務局一人体制なんだけど	... P 9
7 . さらに一歩進んで	... P 1 2
8 . 土地改良区に関する Q & A	... P 1 4
9 . 検査における指摘事項	... P 1 6
【参考資料】	
「各種手続きの決定認可に関するフロー」	... P 3 0

1.はじめに

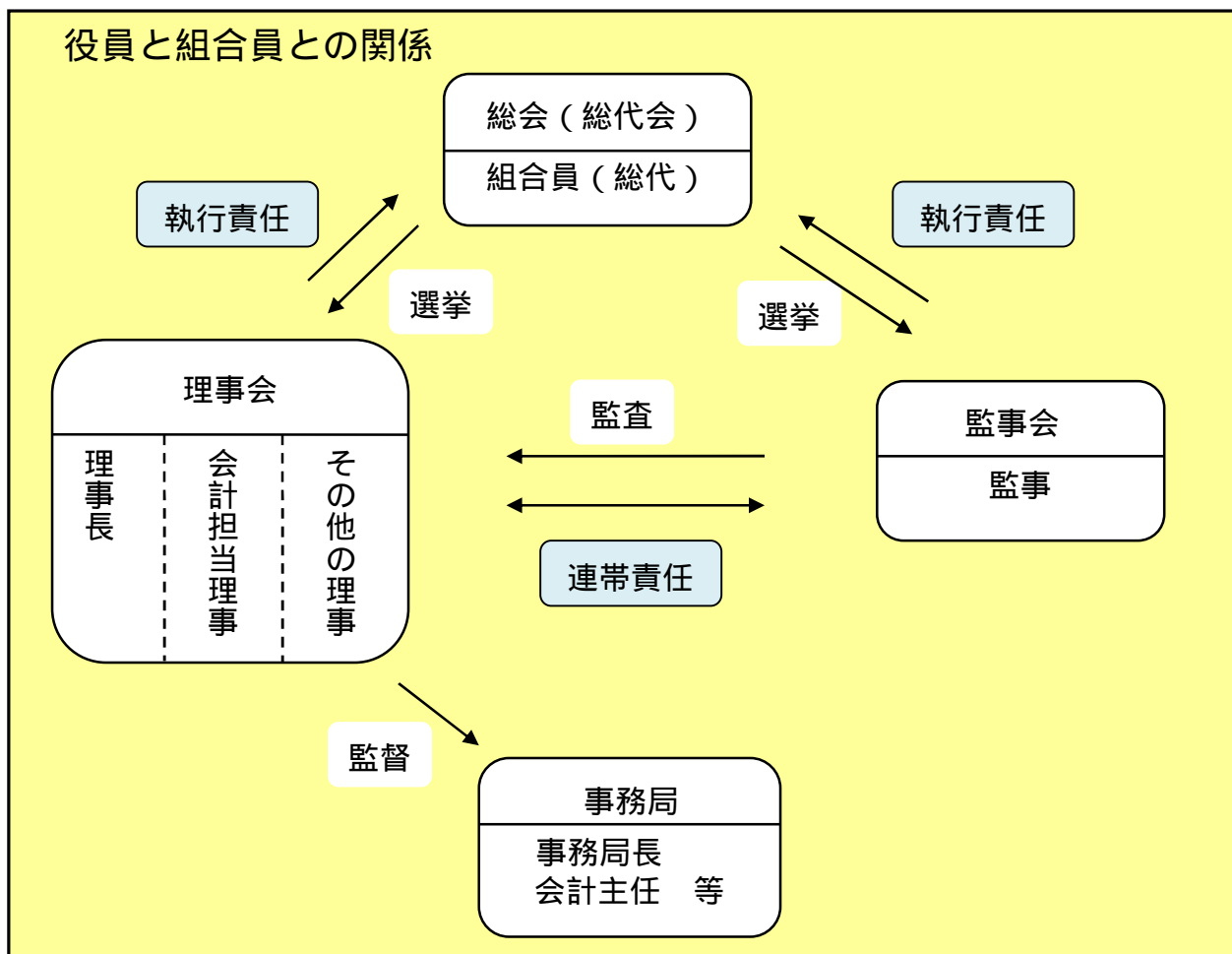
- (1)「周りに頼まれて理事になったんだけど、そもそも何をすればよいのか分からない」という方もいらっしゃるかもしれません。
- (2)そのことをプレッシャーに感じたりする必要はありません。今回のような研修の機会を通じて、一つ一つ学んでいってください。
- (3)理事の役割を少し堅い言い方ですと、「土地改良法や土地改良区の定款等を遵守し、土地改良区のため忠実に職務を遂行する」となります。
- (4)理事には、土地改良法等を理解した上で、組織、会計経理、事業など、土地改良区の運営全般を把握しておくことが求められます。
- (5)ただ、最初から土地改良区の運営に関して‘あれも、これも’理解して、全力で運営全般に関わっていくとなると戸惑いや混乱が出てくることかと思えます。
- (6)土地改良区の組織を理解していただいたうえで、まずは、‘必ず把握すべきこと、確認しておかないといけないこと’を実行していただきたいと思えます。

<豆知識> 熊本県内土地改良区数の変遷

H 7 . 4 . 1 現在	H 1 7 . 4 . 1 現在	H 2 7 . 4 . 1 現在
1 4 2	1 2 0	9 9

- ・ H 2 7 . 4 . 2 以降、解散・合併があり、H 2 7 . 1 2 . 1 現在の県内土地改区数は 9 5 となっています。
- ・ 組合員数が 6 千人を超えるところから、数十人のところまで、その規模は様々です。
- ・ 熊本県では、平成 2 8 ~ 3 2 年度を計画年度とする「第 5 次熊本県土地改良区統合整備計画」を平成 2 7 年度に策定し、計画的に土地改良区の統合整備を支援します。

2 土地改良区の組織体系について理解しましょう



- (1) 土地改良区は、県知事の認可を受けて成立する農家の方達の組織です。
- (2) 賦課金の強制徴収が可能であり、また各種税金の免税もある等、極めて公的性格の強い団体です。
- (3) 土地改良区的意思決定は、組合員（又は総代）によって組織される総（代）会の議決によってなされます。
- (4) 総（代）会は、土地改良区の、最高の議決機関であり、役員（理事・監事）は、総会的意思決定に従って職務を執行することになります。

(5) 理事は、対外的には土地改良区を代表する代表機関であり、対内的には土地改良区
の一切の業務を行う執行機関です。

(6) 監事は、土地改良区の財産状況や理事の業務執行状況を監査し、不備・欠陥を是
正させ、土地改良区の運営を円滑かつ適正な方向に導く責任があります。

(7) 役員（理事・監事）がその任務を怠ったときは、その役員は土地改良区に対し連
帯して損害賠償の責に任じられる場合があります。

理事・監事は総（代）会の意思決定に従って職務を
執行する必要があります。



次ページに示す「土地改良区の年間スケジュール（例）」により、大まかな業務運営の
イメージをつかんでください。

< 豆知識 > 総代会

土地改良区の最高の意思決定機関は、総組合員によって組織される総会ですが、総代会
制をとっている土地改良区も多いかと思えます。土地改良法第 23 条により、組合員数が
200 人を超える土地改良区は、総会に代えて、総代会を設けることができるとなってい
ます。

従って、総代会制を取っている土地改良区で、組合員の数が 200 人以下になったら、
何の手続きも経ずに、当然に総代会は消滅することとなりますので、ご注意ください。

土地改良区の年間スケジュール（主要業務の参考例）												
業務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総(代)会				招集通知 5日前までに		臨時 総(代)会					招集通知 5日前までに	通常 総(代)会
理事会	理事会		理事会		理事会		理事会		理事会		理事会	
監査 ・ 監事会			決算監査・監事会	監査結果の報告・意見					中間監査・監事会	監査結果の報告・意見		
土地原簿 組合員名簿	土地原簿・組 合員名簿の整 備(4月1日賦 課基準日)				組合員資格得喪通知受理(通年) (現組合員・新組合員連名 土地改良区)							
賦課徴収	賦課金の調定 賦課通知書の 作成	賦課通知 (前期分) 全年度 の賦課金 を記載	徴収事務	未納金整 理・督促状 発行 納期後 60日以内 に督促			賦課通知 書の作成	賦課通知 (後期分)	徴収事務	未納金整 理・督促状 発行 納期後 60日以内 に督促		

留意事項

- ・土地改良区が事業主体として新たに事業を実施する場合など、重大な利害関係が発生する場合には総(代)会での議決承認が必要となります。
【例】事務局で事業案作成、理事会審議により決定。その後、総(代)会において、事業実施の理由、実施の効果(発生する義務=借入金
金の返済方法を含む)を説明し、議決承認により、実施可能となります。
- ・賦課金に滞納が発生した場合、各理事が連携し、直接、滞納者のもとに足を運ぶことにより、少しずつでも納付してもらうように継続的に話し合いを行っていくことが重要です。

3. 理事の職務は？

(1) 理事(長)の具体的職務を例示すると、以下のとおりです。

理事会及び総(代)会の決定に従って業務を処理する。(定款例第19条)

定款、規約、管理規程、事業に関する書類、土地原簿、組合員名簿及び議事録を事務所に備え、保存する。(法第29条)

毎年1回以上、収支予算の執行状況及び財産、借入金その他の財務などに関する事項を組合員に公表する。(規約例第46条)

土地改良区が行う事業等の周知のため、説明会、印刷物の配布等をして、組合員に教育宣伝活動を行う。

事務局職員の労務管理(給与等待遇面の向上、研修会出席等職員の教育)

等々。

(2) 「はじめに」でお伝えしたとおり、いきなり「あれも、これも」関わるよりも、まずは、「必ず把握すべきこと、確認しておかないといけないこと」を実行していただきたいと思います。


(3) では、新任理事の皆様が「必ず把握すべきこと、確認しておかないといけないこと」とは何なのでしょう？・・・次のページへ。

<豆知識> 理事の定数・任期

- ・理事の定数は5人以上とする必要があります。(法第18条第2項)
- ・定数の5分の2以内で、組合員以外の理事(学識経験者等)を選出することができます。(法第18条第5項) 例・定数10人なら、4人まで員外理事可。
- ・理事の任期は4年です。ただし、定款で4年以内を定めることも可能です。(法第18条第5項)
- ・理事、監事及び職員は兼職できません。(法第20条)
- ・理事は、理事長1人を互選します。(定款例第18条)

4. 必ず把握・確認していただきたいこと

- (1) 土地改良区の規模や実施している事業内容によって、直面している課題は様々だと思いますが、県としては、まずは会計面での不祥事(着服等)が発生しない組織体制づくりをお願いします。
- (2) 全国的に、土地改良区職員による不祥事が頻発しており、県内土地改良区でも、本年度、元職員による1000万円超の着服の事実が明らかになりました。
- (3) 公的性格の強い土地改良区で不祥事が発生することは、社会的関心も高く、土地改良区の運営上、重大な影響を与えることとなります。
- (4) 不祥事案の発生を防止するには、「一人任せにしないこと」、言い換えると、複数人によるチェックを行う組織体制を作ることが重要となります。
- (5) 具体的には、御自分の土地改良区に出向き、次のページに記載された事項を確認してみてください。



平成27年6月 新聞報道

A土地改良区の元職員が、組合員の賦課金など約1400万円を着服したことが分かった。

同区によると、元職員は昨年3月から今年4月にかけて、賦課金や国などの交付金を納めた銀行口座から61回に分けて現金を引き出し、着服した。1回の着服額は数万円から数十万円、主に外国為替証拠金取引(FX)に使っていたらしい。

元職員は唯一の常勤者で、10数年にわたり事務局で会計などを担当。

理事長は「元職員をあまりに信用し、監督不行き届きになってしまった。チェック体制を見直し、再発防止に努める」としている。

通帳、公印の別人管理

ア 通帳と公印の別人管理はなされていますか。

〔例 1 通帳は事務職員、公印は理事長。〕

〔例 2 事務職員がいないので、複数の理事で分担。〕

イ 普段は、別人管理していても、公印を事務職員に複数日、預けるようなことはしていませんか。

残高照合

ア 会計主任は毎月末日時点で、現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、会計担当理事の確認を受けていますか。

イ 会計担当理事は、コピーではなく、通帳・金銭出納簿の原本を確認していますか。

現金取扱いの回避

ア 会計細則に定められた手持現金の保有限度額以上のお金が、金庫に入っていないか。

イ 賦課金の納付について、極力、口座引き落としとするよう組合員に周知していますか。

ウ 組合員が直接、事務所に持ってきた賦課金は、当日中に金融機関に入金されていますか。

収入命令、支出命令

ア 収入は全て、収入命令により行われていますか。

イ 支出は全て、支出命令により行われていますか。

< 豆知識 > 役員の損害賠償責任

土地改良法第 19 条の 5 で次のように定められています。

- ・役員がその任務を怠ったときは、その役員は土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
- ・役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

5. 次にやるべきことは？

「組織及び運営」に関する事項で、理事会や総（代）会を開催する必要がある案件が発生していないかを事務局に確認してください。

(1) 賦課金の徴収状況チェック

土地改良事業を着実に実施し、また造成された施設を適切に維持管理していくための費用を「賦課金」として組合員から徴収しますが、未納があると事業の適正実施が危惧されることに加え、納期限内に納付した組合員に対しては公平さを欠くことにもなります。対応策について検討を行ってください（滞納処分の実施検討を含む）。



時効を迎えた賦課金はありませんか？

- ・ 賦課金の時効は、納付期限の翌日から5年です。
- ・ 督促による時効中断は、最初の1回のみ効力を有します（同じ賦課金滞納に毎年、督促を行っても、2回目以降の督促は時効中断の効力は有しません）。
- ・ 納付誓約書の徴取や一部納付等により、時効を中断させ、徴収権を消滅させないようにしましょう。



過怠金を安易に免除していませんか？

- ・ 過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定により減免することができます。
- ・ 理事会に諮らず、事務局長のみの判断で、免除することはできません。
- ・ また、免除は、土地改良区の収入を減ずることになるので、理事会で決定する場合も、特別の事由を個別に判断し、安易に免除しないようにしましょう。

(2) 変更手続き等の必要性チェック

県の検査で指摘された事項（定款、規約や諸規程の設定、変更、廃止）の改善状況を確認し、未了の場合には対応案を事務局と協議し、理事会承認を経て改善を図ってください。検査時の指摘事項のほか、法令等の改正により変更手続きが必要になる場合もあります。



多面的機能支払事業の事務を受託している場合、定款に記載されていますか？

- ・土地改良区は定款に定められた事業のみ、実施することができます。
- ・定款に定められた事業以外の事業を実施した場合、理事又は監事は20万円以下の過料に処せられます。（法第143条）
- ・多面的機能支払事業の事務を受託する場合、定款に附帯事業として明記してください。

（定款例文）第1項の事業に附帯し、多面的機能支払事業の事務の一部を委託される場合は、これを受託する。

6. そうは言っても、事務局一人体制なんだけど・・・

(1) 平成27年12月1日現在、熊本県内には95土地改良区が存在しますが、そのうち53土地改良区は1人以下の事務局体制です。

(2) 様々な課題に直面した時、どこに相談したら良いのだろうかと悩んでおられる土地改良区もあると思います。



(3) 今回のような研修会へ理事自らが積極的に参加され、知識向上に努めるとともに、事務局職員にも各種外部研修・勉強会を受講するよう勧奨してください。

(4) 熊本県土地改良事業団体連合会でも相談事業、情報発信をしています。

本資料P 11参照

(5) 土地改良区の運営に関する手引書として、以下に示すような図書があります。

(発行元はいずれも全国土地改良事業団体連合会)

土地改良区組織運営の手引：2,300円（H25.10月発行）

改訂版 土地改良区監事の監査実務の手引：2,000円（H24.4月発行）

要約版 賦課徴収と滞納処分 - 未収賦課金の解消に向けて -

: 600円（H26.6月発行）

具体の事務処理を進めるにあたって、手引書により、処理手順や作成例を確認され、適正な事務処理の確保に努めてください。

(6) 県内土地改良区間の連携を進めるため、水土里ネット有志で創設された「熊本県土地改良区及び連合事務局連絡協議会」（事務局の連絡会）や「熊本県土地改良区事業推進連絡協議会」（役員の連絡会）が活動しています。研修会や意見交換会の開催により、“会員相互の悩みの共有や解決策の知恵だし”などの活動を行っておられます。理事におかれましては、事務局等に対して、積極参加を促されることが有益であると考えます。

連絡協議会についてのお問い合わせ先

天明土地改良区 永井事務局長 096-223-0204

熊本県土地改良区及び連合事務局連絡協議会には、H27.11現在、54団体が加入。

土地改良区同士の横の連携も必要だな！！



熊本県土地改良事業団体連合会による支援

熊本県土地改良事業団体連合会(以下「連合会」と言います。)では、土地改良区の方々が運営に関し、“困っていること”“悩んでいること”がある場合や、“何か役に立つ情報はないか”と思われた時の解決の一助となるように、次のような取組みを行っています。

1. 土地改良相談等事業

土地改良事業に関する苦情・紛争や会計処理への支援事業として、「土地改良相談等事業(弁護士による法律相談や公認会計士による会計処理相談)」を実施しています。

2. ホームページによる情報発信

土地改良区の大きな関心事である『賦課金』相談に関するQ&Aや、土地改良区の内部研修で活用が見込まれる資料をホームページにより情報発信しています。

... 連合会ホームページのトップ画面ですぐに確認、ダウンロードできます。

<http://www.higosanae.or.jp/>

(例)

Q. 土地の所有者が死亡した場合に、遺族の方に賦課金の支払い義務はあるのでしょうか。

A. 土地所有者が死亡した場合、未払い賦課金につき相続が発生するので、遺族に支払い義務があります。遺族が相続放棄をしない限り、相続登記をせず耕作をしていない場合でも、遺族に請求できます。

ぜひ、ご活用ください!



7. さらに一歩進んで

(1) 近年、農村地域の都市化や住民意識の多様化が進み、土地改良施設が果たす機能は多面化()しています。

農業生産以外の洪水防止、親水空間、防火用水、生態系の保全等の機能。

(2) 土地改良区には、その多面的機能を地域の方々へ広く伝えるとともに、農村環境の保全等への役割がますます期待されています。

(3) 一方、農業者の減少や高齢化、農産物価格の低迷などの影響を受けて、土地改良区は、組織運営基盤の脆弱化や施設管理機能の低下などの問題を抱えています。

(4) 土地改良区がこれから求められる使命・役割を果たしていくためには、農業者の負担軽減を図りつつ安定した組織運営基盤を確保していく必要があります。

(5) 理事の皆様には、今の組織形態で将来的にも事業展開が実施可能なのか、分析をしていただきたいと思います。

(6) そのためには、まずは“自己の改良区を知る”ことから始めてください。“知る”ことで自己の改良区の強みや弱みが見えてきます。

(7) また、“知る”ことで、事務局との関わり方など理事としてやらなければならないことも見えてきて“事務局任せ”とならないきっかけともなります。そのことは不祥事案の防止にもつながっていくと言えます。

(8) 「運営費、償還金などお金に関すること」、「後継者(担い手)など人に関すること」について、現状を把握し‘弱み’として確認された事項への対処策を事務局と協議・検討し、一つずつ改善を進めてください。

(9) また、自己の改良区を知り、今後の取組を検討していく鍵として、10年後の姿を描いてみてください。

10年後の絵姿を描いてみたら、

ア)「自己資金」、「賦課金の推移見込み」や「後継者(担い手)」などを踏まえると、現状どおり、自主自立の運営でやっていける。

単独運営の方向で問題ないと考えます。農業・農村機能を地域に理解してもらい、地域とともに実施していく新たな取組(景観・農地・環境の保全)などの事業展開を検討してみてください。

イ)「自己資金なし」、「賦課金のアップ困難」、「後継者(担い手)なし」などで、10年後の改良区の姿が見えてこない、描けない場合。

方向性としては、改良区の合併や解散を検討する必要があると考えます。この場合、市町村支援は不可欠であり、方向性の検討には市町村の参画を求めてください。

<豆知識> 合併の効果

土地改良区の合併によって、一般的に次のような効果が期待できます。

二重賦課の解消

役職員手当、事務所運営費の削減

職員に対する事務の合理的、効率的配分

施設や用排水の管理一元化による、効率的な維持管理

新たなニーズに向けた事業対応

市町村当局に対する窓口の一本化による要望、協議体制の強化

8 . 土地改良区に関する Q & A

Q 1 土地改良区とは何ですか？

土地改良区は、土地改良施設（農道、用排水路、ため池など）の新設・更新・維持管理等の土地改良事業の実施主体であり、県知事の認可を受けて成立した農家の人達の組織です。組合員について当然加入制度がとられるなど公法人としての正確が強く、いわゆる「公共組合」として地方公共団体並みの性格を有しています。

「組合」ではなく「区」という名称が用いられているのは、土地改良区が、土地や水系によるつながりを持つ地縁的性格の強い団体であることによります。また、身近で親しみやすい土地改良区を目指し、新しい愛称を「水土里（みどり）ネット」としてPRしています。

Q 2 土地改良区の業務はどのようなものでしょうか？

土地改良区が自ら行う土地改良事業については、その事業主体として活動しますが、国営（県営）土地改良事業が実施される場合には、事業により造成された土地改良施設の管理の受託、その事業に係る受益者負担金の徴収等が主たる業務となります。

Q 3 土地改良区の組合員は、誰がなるのですか？

土地改良区の地区内の農用地の使用収益権者または所有権者が組合員となります。

Q 4 土地改良区的意思決定は、どのように行いますか？

土地改良区的意思決定は、総組合員によって組織される総会の議決によってなされます。総会は、土地改良区の必須、最高の議決機関であり、理事・監事等の執行機関は、総会的意思決定に従って職務を執行することとなります。また、総組合員が200名を超える土地改良区は、その意思決定機関として、総会に代えて組合員から選挙された代議員である総代によって組織される総代会を設けることができます。

Q5 土地改良区の役員（理事・監事）の職務は、どのようなものですか？

（１）理事の職務

対外的には定款、総会の決議等に従い、土地改良区の行為能力の範囲内で、工事の契約、訴訟等を行い、その結果を直接土地改良区に帰属させます。対内的には組合員名簿の作成、総会の招集等、土地改良区の事務一般を処理し、その内部組織を維持します。

（２）監事の職務

土地改良区の経理及び財産の管理状況、理事の権限行使等を監査し、その結果を理事会や総（代）会に報告することです。

Q6 総会（総代会）とは？

総会（総代会）は、最低でも年1回は開催する必要がある、議決事項としては、定款の変更、規約の設定、変更、廃止、起債、借入金の借入方法、利率、償還方法、収支予算、債務負担、賦課金の賦課徴収方法、事業報告書、収支決算書、財産目録の承認 等があります。

通常の議決は、総組合員（総代）の半数以上が出席し、出席者の過半数で議決となります。なお、重要事項（定款の変更、土地改良事業計画の申請・変更・廃止、解散・合併）については、総組合員（総代）の2/3以上が出席し、出席者の2/3以上の賛成を必要とします。

Q7 定款・規約とは？

内部規則のうち、基本的事項を定款の記載事項とし、比較的軽微な事項は規約に定められます。定款には、名称、地区、事業、事務所の所在地、経費の分担、役員の定数・任期、事業年度等が記載されています。規約には、総会（総代会）に関する事項、業務の執行及び会計に関する事項等が定められています。

9. 検査における主な指摘事項

《組織運営に関すること》

土地原簿及び組合員名簿の整備が不十分。

総（代）会の出席率が3分の2を下回っており、3分の2以上の出席が必要な定款変更等の重要事項の議決を行うことができない状態が続いている。

総（代）会、理事会及び監事会の議事録は、法施行規則、規約に基づき作成することとなっているが、規程通りの議事録が作成されていない。

監事による監査は、定款では事業年度2回実施（中間監査、決算監査）することになっているが、遵守されていない。また、監査に当たって監査簿を使用せず、監査対象を会計の収支状況に限定している。

組合員に財務状況の公表を行っていない。

工事契約について、関係規程に反して理事長の決裁、あるいは理事会の議決を経ずに事務局長専決で実施している。

《会計経理に関すること》

未収金対策について、時効中断（督促による請求、差押、一部入金等の承認）を行うなどの適切な対応をしていないため、既に時効となっているものがある。

預金通帳及び銀行印について、保管場所が同一であったり、公金管理者が同一であるため、不祥事件が発生しやすい状況にある。

会計に関する帳簿書類等は、10年保存する必要があるが、領収書等の証拠書類を紛失するなど保存管理が適切でない。

《その他》

土地改良区は、法律によって極めて公共性の高い性格を賦与されていることから、政治的中立性の確保が求められるが、特定の政党、候補者を支援・優遇しているとの疑念を持たれる行為を行っている。

は、最重要の項目です。

解説

土地原簿及び組合員名簿について

組合員資格得喪通知による組合員の資格交代が行われていない。

- ・ 資格得喪通知が組合員から提出されていない。
- ・ 資格得喪通知の日付未記入や、新資格者の生年月日が記入されていない。

記載事項に不足がある。

- ・ 権利の種類が記入されていない。記入する欄がない。

ポイント解説

運営の基本となる情報であるため、正確な内容のものを調製し、事務所に備え付けなければなりません。



土地改良法

(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

(関係書簿の備付け)

第29条 理事は、定款、規約、第57条の2第1項の管理規程、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、かつ、これらを保存しなければならない。

2(略)

3 第1項の組合員名簿及び土地原簿には、農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

(記載しなければならない事項)

組合員名簿：組合員の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）等（施行規則第23条）

土地原簿：組合員の氏名又は名称、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在、地目、用途及び地積並びにその権利の種類 等（法施行規則第24条）

平成26年7月7日

各市町村長 様（各通）

各市町村農業委員会会長 様

熊本県農林水産部農村振興局農村計画課長

土地改良区役職員等への簿書の閲覧及び謄本の交付等について（依頼）

土地改良事業の推進につきましては、日頃より格別の御理解及び御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、土地改良区は、土地改良法第29条の規定により、定款や規約等の諸規定類のほか、組合員名簿や土地原簿等の関係書類を備え付けることが義務付けられております。

また、土地改良法施行細則第23条及び第24条の規定により、組合員名簿及び土地原簿には、組合員の氏名又は名称、生年月日及び住所やその組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在、地番、地目、用途及び地積等を記載することになっております。

しかしながら、個人情報保護法の施行に伴い、一部の市町村や農業委員会の窓口において、土地改良区に対して、個人情報を含む情報を提示してもらえない事例が報告されております。

土地改良区は土地改良事業を行う公共性の高い団体であることから、土地改良区又は土地改良区連合の役職員は、土地改良法第118条第6項の規定により、その事業に関し無償で必要な簿書の閲覧や謄本の交付等を求めることができることとなっておりますので、貴職におかれましても、各窓口における土地改良区への情報提供について御協力いただきますようお願いいたします。

また、国、都道府県、市町村が土地改良事業を行う場合も、土地改良法第118条第6項の規定が適用されるため、当該機関の職員に対しても同様の御協力をいただきますよう、併せてお願いいたします。

（問い合わせ先）

農村計画課 土地改良指導班

096-333-2403

担当 池崎

総（代）会について

出席率が低調。

- ・ 総（代）会の出席率が3分の2を下回っており、3分の2以上の出席が必要な定款変更等の重要事項の議決を行うことができない状態が続いている。

議事録が適切に調製されていない。

- ・ 出席者の氏名、賛否の数について記載されていない。

ポイント解説

総（代）会は、意思決定機関として最高機関であるため、運営上最も重要な機能を有しています。よって、基本的に出席率は100%をめざすべきと考えます。

議事録は、議決があったことを証明するものとして重要であるため、適切に調製及び保管する必要があります。



土地改良法

（総会の議決方法等）

第32条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（重要事項の議決方法）

第33条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上で決する。

- 一 定款の変更
- 二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、（略）又は土地改良事業の廃止
- 三 解散又は合併

土地改良法施行規則

（議事録）

第28条 総会、（中略）の会議の議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製（略）しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
- 二 会議を組織する者の現在総数及び出席した者の氏名又は名称
- 三 議事の要領
- 四 決議事項
- 五 賛否の数

理事会について

理事の出席率が低調。

- ・ 出席率が80%未満である。

規約に定められている回数が開催されていない。

議事録が適切に調製されていない。

- ・ 議決の賛否、議事録調製日付、議長及び議事録記名人の記名・押印がない。

ポイント解説

理事会は運営上、非常に重要な機能を有しています。よって、基本的に出席率は100%をめざすべきと考えます。

議事録は、議決があったことを証明するものとして重要であるため、適切に調製及び保管する必要があります。



規約例

(理事会)

第18条 理事会は、少なくとも隔月1回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(理事会の議事録)

第21条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事及び欠席した理事の氏名
- (3) 議事の要領
- (4) 決議事項及び賛否の数
- (5) 議事録記名人の選任に関する事項
- (6) その他議長が必要と認めた事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人2人以上が記名押印又は署名をしなければならない。

監査を2回以上実施すること、監査簿を整備することについて

【 指摘文例 】

定款に定められている回数が実施されていない。

監査の結果が監査簿に記載されていない。

監事会が監事1名で実施されていた。

監査と監事会を混同している。

ポイント解説

- ・ 監事には土地改良区の運営全体をチェックする役割があります。年1回決算監査で会計状況を見るだけでなく、「組織・運営に関すること」「事業に関すること」もチェックすることを考えると、2回以上実施する必要があります。
- ・ また監査を実施したら、監査簿・自己点検表()に意見等気にかかった点を記載し、監事会で報告指摘事項のまとめ等を行ってください。
自己点検表の様式については、県土連HPからダウンロード可能です。



定款例

(監事の職務)

第21条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

規約例

(監事会)

第23条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、総括監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

監査細則例

(監査簿及び監査報告)

第10条 監事は、別紙様式による監事監査簿を設け、監査のてん末及び監査の結果について記録するものとする。

2 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を総(代)会及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監事会の協議を経るものとする。

理事の職務について

財務状況の公表がされていない。

- ・ 規約及び会計細則に則した方法で実施されていない。

ポイント解説

各土地改良区の収支予算書の執行状況に合わせた、公表方法を定める必要があります。



規約例

(財務状況の公表)

第46条 理事長は、毎年1回以上収支予算の執行状況並びに財産、区債及び借入金の現在高その他財務に関する事項を組合員に公表しなければならない。

会計細則例

(財務状況の公表)

第65条 規約第46条の規定により公表する財務状況には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 収入支出予算の執行状況
- (2) 財産、区債及び借入金の現在額
- (3) 組合員の負担の状況
- (4) その他理事長が必要と認める事項

2 前項の財務状況は、毎年度 月 日から 月 日までの期間におけるものを 月 日までに公表するものとする。

3 財務状況の公表は、前項に規定する期日から10日間公告して行う。

4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

賦課徴収について

賦課金調定書等の関係書類が不整合である。

滞納者に督促していない。

滞納処分を行わず、消滅時効となっている。

5年経過し消滅時効となっているが、財産目録に記載され不納欠損処理がされていない。

ポイント解説

- ・ 法第39条第1項の規定により、督促状により期限を指定して督促しなければなりません。
- ・ 法第39条第3項の規定により、市町村にその徴収を請求することができます。また、市町村が徴収を行わない場合は知事の認可を得て、滞納処分を行うことができます。
- ・ 役員として、やるべきことをやっていない場合、損害賠償請求されることも考えられます。



土地改良法

(賦課金等の徴収)

第39条 土地改良区は、賦課金等(中略)を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 (略)

3 土地改良区は、前項の規定による督促又は請求をした場合において、その督促又は請求を受けた者がその督促又は請求で指定する期限までにこれを完納せず、又は履行しないときは、市町村に対し、その徴収(夫役又は現品については、これに代わるべき金銭の徴収)を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求があった場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の100分の4に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない

5 市町村が第3項の請求を受けた日から30日以内にその処分に着手せず、又は90日以内にこれを終了しない場合には、理事は、地方税の滞納処分の例により、都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができる。

預金通帳等の保管について

預金通帳と公印が一人の担当者により保管管理されている。

ポイント解説

- ・ 不祥事件の発生防止の観点からも、預金通帳と公印は別人で保管管理してください。

最重要の事項です！

まずは、これを徹底してください！

普段は、別人管理していても、公印を事務局に複数日、預けるようなことはしていませんか？



- ・ 「公金横領」や「使途不明金」が発生することは、土地改良区運営に最も大きな影響を与える事案と言えます。

『1人に任せきり』が、主な発生要因となっています。

H26年度に他県で発生した不祥事件

農業倉庫工事発注に係り理事長と受注業者贈収賄容疑で逮捕。	[100万円授受：愛媛県]
職員が土地改良区の経費を長年にわたり私的流用、着服。	[約 1200万円：長崎県]
職員が土地改良区の経費を1年間にわたり私的流用、着服。	[約 1000万円：鳥取県]
職員が土地改良区の経費を長年にわたり私的流用、着服。	[約 260万円：秋田県]
職員が土地改良区の経費を長年にわたり私的流用の疑い。	[約 4280万円：福岡県]

各土地改良区理事長 様

熊本県農林水産部農村計画課長

土地改良区における不祥事件の未然防止について（通知）

土地改良区における不祥事件の未然防止については、これまで度々 通帳、公印の別人管理の徹底、 収入、支出手続の複数人チェック、 現金取扱いの回避について徹底されるよう通知してきたところですが、今年度熊本県内において土地改良区の事務局職員による不祥事件が発生したため、改めて下記事項について徹底を図られますよう通知します。

本通知につきましては、必ず全役員に供覧又は写しを配布いただき、不祥事件の未然防止については、事務局あるいは一部の理事のみで対応するのではなく、組織をあげて厳正な運営に努めてください。

記

1 通帳、公印の別人管理の徹底

通帳、公印の別人管理については、既に多くの土地改良区で取り組まれているが、今回の事例は文書等へ押印する際に、事務局職員が不正に金融機関への払出依頼書に押印していたもの。

公印の管理については、管理者の監督下で押印させる等厳格に行うこと。

2 残高照合の徹底

会計細則例第34条では、毎月末において残高を照合し、会計担当理事の確認を受けることとされているが、今回の事例では事務局職員が確認を受けていなかったことから発見が遅れたもの。

会計担当理事は必ず現預金残高と金銭出納簿の残高の照合を行うことによって、監査以外の場での内部チェックの役割を果たすこと。

3 現金取扱いの回避の徹底

今回の事例は事務局職員が組合員から預かった賦課金を着服していたもの。

賦課金等は金融機関での振替、引き落としを原則とし、職員が多額の現金を手にする環境を無くすこと。

やむを得ず土地改良区内に現金が持ち込まれた場合でも、金融機関に当日入金する等により（窓口閉鎖後でもATM（現金自動預け払い機）を利用する）、土地改良区内における現金の保管は極力避けること。

4 会計細則の遵守

現行の会計細則は不祥事を未然に防止する目的で作成されているため、会計経理事務は会計細則の規定を遵守して実施すること。

上記1～4の具体的な留意事項については別紙参照

(別紙)

1 通帳、公印の別人管理の徹底

通帳、公印の別人管理については、既にほとんどの土地改良区で実施いただいておりますが、「形だけ保管場所が分けられている」「通帳を管理している職員が自由に公印を使用できる時間がある」等の不適切な事例が見られます。通帳と公印があれば、短時間でも預金を降ろすことが可能ですので、通帳と公印の管理は、複数の役職員で厳格に行ってください。

2 残高照合の徹底

会計主任は毎月末日時点で現預金残高と金銭出納簿の残高を照合し、会計担当理事の確認を受けてください。

会計担当理事はコピーではなく、通帳、金銭出納簿の原本を確認し、誤処理が発見された場合は、会計主任に是正を指導してください。

3 現金取扱いの回避の徹底

会計細則には手持現金の保有限度額が定められていますが、手持現金はあくまでも「緊急やむを得ない支払に要する少額の経費」であり、保有限度額まで現金を持てるという意味ではありません。

土地改良区の中には、「釣銭名目で1万円札を多数保管している」「持ち込まれた賦課金を後日まとめて口座に入金する」「他の機関の現金を土地改良区の金庫で預かっている」等の不適切な事例が見られます。

近年、手持現金ゼロで運営される土地改良区も増えてきておりますので、賦課金の金融機関での振替・引き落とし、釣銭なしでの持参等を組合員に周知いただく等により、現金の取り扱いを極力さけてください。

4 会計細則の遵守

会計細則例は重要な規定につき、全役員に写しを配布してください。

現行の会計細則の条文の中には、次のように不祥事件未然防止の目的で定められたものがありますので、理事長、会計担当理事、会計主任におかれましては、各土地改良区で制定されている会計細則の条文を確認したうえで、会計細則を遵守した会計経理事務を実施ください。

3条(通帳等の持ち出しの制限) 6条(会計帳簿の保存) 14条(収入命令) 23条(支出命令) 25条(現金支払いの制限) 26条(支払の立ち会い) 31条(手持現金の制限) 33条(口座間移動の承認) 24条(残高の照合) 44条(帳簿間の照合) 条文は会計細則例による。

5 その他

土地改良区によっては、多面的機能支払事業の活動組織の通帳等を管理されるケースが見られますが、土地改良区の通帳と同等の管理を行うとともに、定期的に活動組織の確認を受けてください。

27年度は監事及び会計担当理事を対象とした研修を実施する予定ですので、必ず受講してください。

不祥事件が発生、発覚した場合は、ただちに県広域本部に報告してください。

会計に関する帳簿書類を10年保存することについて

【 指摘文例 】

会計に関する帳簿書類は、10年保存する必要があるが、領収書等の証拠書類を紛失するなど保存管理が適切でない。

ポイント解説

- ・ 後々金銭に関するトラブルが発生した場合を考慮し、土地改良区に対して請求が行われ得る期間(= 債権の最長消滅時効期間の10年間)は、証拠書類として会計に関する帳簿や領収書を保存管理しておく必要があります。



会計細則例

(帳簿の保存及び処分)

第6条 会計に関する帳簿及び伝票並びに固定資産及び物品に関する帳簿(以下「帳簿」という。)の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

政治的中立性を確保することについて

【 指摘文例 】

特定の政党、候補者を支援・優遇していると疑念を持たれる行為を行っている。

ポイント解説

- ・ 土地改良区は、法律によって極めて公共性の高い性格を賦与されていることから、政治的中立性の確保が求められます。
- ・ その行う事業については、土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されています。



土地改良法

(土地改良区の事業)

第15条 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。

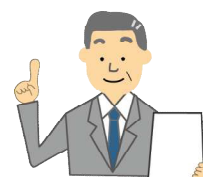
本条で規定する事業以外の事業を営むと、理事若しくは監事は20万円以下の過料に処せられる(法第143条)。

農水省土地改良企画課長通知(H22.1.15付け21農振第1733号)で、土地改良区に行わないよう通知された項目

特定の政党又は候補者の支援、推薦、ポスターの掲示、物的・人的な提供、支援組織への参画、寄附、パーティ券購入、会合への参加、関係組織が ~ を行うこと

われわれ理事も

9項目を再度押えておこう!





21農振第1733号
平成22年1月15日

全国土地改良事業団体連合会専務理事 殿

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長

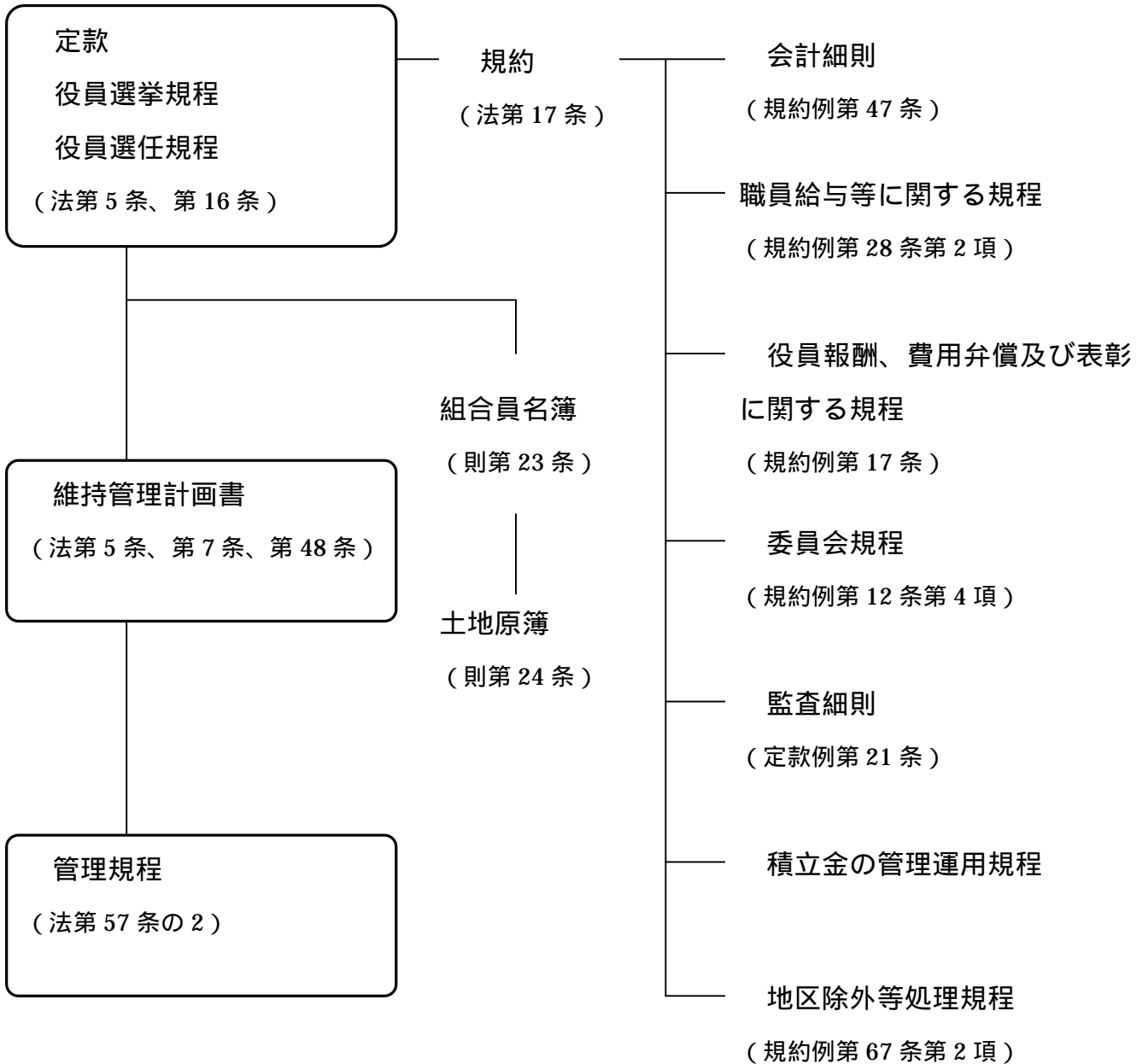
「土地改良区等における政治的中立性の確保について」の指導上の留意事項について

土地改良区及び土地改良事業団体連合会（以下「土地改良区等」という。）における政治的中立性の確保については、「土地改良区等における政治的中立性の確保について」（平成22年1月15日付け21農振第1733号農村振興局長通知）により通知されたところであるが、当該通知における「特定の組織、政党等を支援・優遇」について、下記のことを行わないよう適切に対応されたい。

記

1. 土地改良区等が、理事会、総会（総代会）等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること
2. 土地改良区等が、機関誌、チラシその他土地改良区等が発行する印刷物によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと
3. 事務所など土地改良区等の施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること
4. 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、土地改良区等の施設、車両、備品等物的・人的な提供を行うこと
5. 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、土地改良区等として参画すること
6. 土地改良区等が、政治活動に関する寄附をすること
7. 土地改良区等が、政治資金パーティーのパーティー券を購入すること
8. 土地改良区等が、特定の政党、政治団体、政治資金団体又は候補者が開催する講演会等に対価を支払って参加すること
9. 土地改良区等の役職員が構成員となり、その運営経費を土地改良区等が負担している組織が、上記1から8を行うこと

各種手続きの決定認可に関するフロー



(注)

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | | 知事の認可を要する |
| | | 総(代)会の議決を要する |
| | その他 | 理事会の議決を要する |

- 2 定款、規約、会計細則及び監査細則は、必ず制定しなければならない。
- 3 組合員名簿及び土地原簿についても、必ず制定しなければならない。
- 4 施設の維持管理を行っている場合は、維持管理計画書を必ず定めなければならない。